**申し込み時の必要事項**

① 行事名（希望する日時・曜日・会場・コースなども） ② 住所（郵便番号も） ③ 氏名（ふりがな） ④ 年齢
⑤ 電話番号（ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも） ⑥ 学校名・学年（児童・生徒のみ）
⑦ 返信先（往復はがきの場合）

## レインボーフェスティバル

小中学校の特殊学級や養護学校で学ぶ障がいのある子供たちが作った木工製品や縫工製品などを展示・販売します。

日 2月23日(金)～27日(火)午前10時～午後8時（27日は午後4時まで）。

所 ラルズ札幌店（中央区南2西2）。

詳細 教育推進課☎(211)3851

## 出会いふれあいバザール

社会福祉施設や小規模作業所の製品を販売します。

日所 2月16日(金)～18日(日)午前10時～午後7時（16日は正午から）。ジャスコ札幌元町店（東区北31東15）。

詳細 社会福祉協議会☎(612)6110

## 市立養護学校展

学習活動を紹介するパネルや、児童生徒が制作した絵画、木工製品などを展示します。

日 2月13日(火)～16日(金)（13日は午前10時から）。

所 市役所ロビー。

詳細 教育推進課☎(211)3851

## 福祉ショップいこ～る開店

障がいのある方が作業所などで作った製品を販売する「ライラックパセオ福祉コーナー」が、「福祉ショップいこ～る」としてリニューアルオープンします。

**主な取扱商品** 木工品（おもちゃなど）、革製品（財布など）、陶芸品（花瓶など）。

**開店日** 2月1日(木)。

**営業時間** 午前9時～午後8時（第2、4水曜休み）。

所 JR札幌駅西コンコース。

詳細 障がい福祉課☎(211)2936

## 未婚者のつどい

内 身体に障がいのある方の結婚を目的とした出会いの会。障がいのない方も参加可。

日所 2月25日(日)午前11時。全日空ホテル（中央区北3西1）。

対 20歳～60歳で、身体的・経済的に自力生活が可能な方。

¥ 2千500円。

申 はがき、FAX。**上欄必要事項**と職業、障がいのある方は障がい名を記入し、2月15日(木)（必着）までに身体障害者福祉協会（〒063－0802西区二十四軒2の6身体障害者福祉センター内、FAX(641)8966）へ。2月20日(火)以降の参加取り消しは、費用を全額負担。

詳細 身体障害者福祉協会☎(641)8853

## 福祉用具展示会・講演会

日 3月8日(木)。

所 社会福祉総合センター（中央区大通西19）。

**＜展示会＞**

**時間** 午後1時～4時。

**＜講演会＞**

内 高齢者や障がいのある方の介護や床ずれについて。

**時間** 午後1時30分～3時。

定 200人。

申 2月13日(火)から社会福祉協議会へ☎。先着

詳細 社会福祉協議会☎(632)7355

# 保険・年金

## 国民年金

**＜学生の皆さんへ＞**

大学（大学院）や短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校に在学する昼間・夜間・定時制課程の20歳以上の学生で、保険料の支払いが困難な場合は、本人の所得が一定以下であれば、学生の間の支払いが猶予される学生納付特例制度があります（手続きは毎年度必要）。

承認された期間は年金の受給資格期間になり、承認された期間の保険料は10年以内であればさかのぼって納付することができます（3年目以降に納付する場合は、当時の保険料に加算が付きます）。

希望する方は、年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書、前年の所得を証明する源泉徴収票の写しなど（本人に前年所得がある場合のみ）を持参して、お住まいの区の区役所年金係へ申請してください。

詳細 区役所（1ページ）の保険年金課年金係

## 国民健康保険

**＜保険料の減免＞**

病気や倒産、失業などにより、平成18年1月～12月の収入が17年に比べて大きく減少し、保険料の納付が困難な方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、お問い合わせください。

また、納付が困難なときはご相談ください。

詳細 区役所（1ページ）の保険年金課

# 税金

**＜市・道民税（住民税）の申告＞**

対 平成18年中に収入のあった方。ただし、給与所得以外に収入のない方や、所得税の確定申告をされた方などは原則として申告の必要がありません。

また、1月1日現在、単身赴任などで市外にお住まいの方が市内に家族を住まわせるための住居を有している場合などは、本市に対しても均等割を負担していただくことになりますので、該当する方は申告してください。

日 3月1日(木)～15日(木)（土・日曜を除く）。

所 区民のページをご覧ください。

詳細 区役所（1ページ）の課税課

**市税は、市政を推進する上で最も大切な財源です**

**市・道民税（第4期分：1月31日納期限）の納付はお済みでしょうか。**

納め忘れの方は、お近くの金融機関で至急お納めください。

**＜確定申告は自分で書いてお早めに＞**

確定申告が2月16日(金)から始まります。申告と納税の期限は3月15日(木)です。通常、土・日曜、祝日は申告の相談・受け付けを行っていませんが、2月18日(日)、25日(日)に限り、市内の各税務署（中税務署を除く）で実施します。この2日間は混雑が予想されますのでご了承ください。

所 区民のページをご覧ください。

**＜消費税の申告と納税もお忘れなく＞**

平成16年分の課税売上高が